

令和 2 年芽室町議会定例会 6 月定例会議の運営について（案）

1 提案予定事項について

(1) 町長提案 資料 1 - 1

(2) 議会提案 資料 1 - 2

2 提案予定事項の審査方法について

- (1) 令和 2 年度芽室町各会計補正予算 4 件は、予算決算特別委員会に付託し、提案日の本会議休憩中に審査する。
- (2) 議会提案「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情の審査については、2 日に提案し、厚生文教常任委員会に付託し、今定例会議中に審査する。
- (3) 上記 (1) 及び (2) 以外の町長提案及び議会提案の議案等は、全件を提案日に本会議において説明のうえ審議・報告を行う。

3 本会議の日程について

6 月定例会議における本会議の日程は、6 月 2 日（火曜）、18 日（木曜）、19 日（金曜）、23 日（火曜）の 4 日間とする。

4 議案送付期日について

- (1) 6 月 2 日（火曜）の本会議の議案送付日は、5 月 29 日（金曜）とする。
- (2) 6 月 18 日（木曜）及び 19 日（金曜）の本会議の議案は、6 月 12 日（金曜）に送付する。ただし、一般質問以外に議案がないときは当日配布とする。
- (3) 6 月 23 日（火曜）の本会議の議案送付日は、6 月 19 日（金曜）とする。

5 一般質問について

- (1) 一般質問は、6 月 18 日（木曜）、19 日（金曜）の 2 日間で行う。
- (2) 通告期間は、6 月 3 日（水曜）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、正午から午後 1 時までの時間は、除くものとする。
- (3) 質問時間は、90 分以内とし、初回は通告どおり一括して質問を行い、再質問以降は、一問一答方式により質問する。
- (4) 質問順序は、通告順とする。
- (5) 通告書は事務局に備える（議会ホームページからも印刷可能）。
- (6) 一般質問の内容は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指した内容であることとする。
・ 6 月 3 日（水曜）は、議長（または事務局経由）へ提出する期日であり、

提出以降に一切の修文が無いよう、5月22日(金曜)から6月1日(月曜)午後5時までに、事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了しておくこと。

・なお、事務局あてEメール(添付)及びファックスでの事前整理を認めることとする。

・通告後に質問内容を撤回する場合は、書式をもって議長(または事務局経由)にすること。

- (7) 議員提出議案(修正案等を含む)を提出する際は、提出の意思が明確になった段階で、事前に事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了し、議長(または事務局経由)に提出すること。

【令和2年芽室町議会定例会6月定例会議提案予定事項一覧】資料1-1

区 分	件 名	要 旨	提案日
報 告	(1) 継続費繰越計算書作成について報告の件	地方自治法施行令第145条第1項による報告	初 日
	(2) 繰越明許費繰越計算書作成について報告の件	地方自治法施行令第146条第2項による報告	
	(3) 債権の放棄について報告の件	芽室町債権管理条例第7条による報告	
議 案	(4) 芽室町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める件(その1)	任期満了に伴う選任	
	(5) 芽室町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める件(その2)	任期満了に伴う選任	
	(6) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その1)	任期満了に伴う任命	
	(7) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その2)	任期満了に伴う任命	
	(8) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その3)	任期満了に伴う任命	
	(9) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その4)	任期満了に伴う任命	
	(10) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その5)	任期満了に伴う任命	
	(11) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その6)	任期満了に伴う任命	
	(12) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その7)	任期満了に伴う任命	
	(13) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その8)	任期満了に伴う任命	
	(14) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その9)	任期満了に伴う任命	
	(15) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その10)	任期満了に伴う任命	
	(16) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その11)	任期満了に伴う任命	
	(17) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その12)	任期満了に伴う任命	
	(18) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その13)	任期満了に伴う任命	
	(19) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件(その14)	任期満了に伴う任命	

区 分	件 名	要 旨	提案日
議 案	(20) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件 (その15)	任期満了に伴う任命	初 日
	(21) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件 (その16)	任期満了に伴う任命	
	(22) 芽室町農業委員会委員任命につき同意を求める件 (その17)	任期満了に伴う任命	
	(23) 財産取得の件(災害告知用戸別端末購入)	災害告知用戸別端末配布に伴う財産取得	
	(24) デジタル防災行政無線等移設工事請負契約締結の件	既存デジタル防災行政無線設備の移設工事請負契約締結	
	(25) 上美生辺地に係る総合整備計画策定の件	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条4項の規定に伴う策定	
	(26) 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例中一部改正の件	停職期間の見直しに伴う改正	
	(27) 町税条例等中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(28) 芽室町都市計画税条例中一部改正の件	地方税法等の改正に伴う改正	
	(29) 芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件	地方税法等の改正、令和2年度課税所得確定に伴う税率改正及び新型コロナウイルスの影響により減収となる者に対する保険税減免措置に伴う改正	
	(30) 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴う改正	
	(31) 芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正	
	(32) 芽室町国民健康保険条例中一部改正の件	新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金の支給に伴う改正	
	(33) 芽室町後期高齢者医療に関する条例中一部改正の件	新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金の支給に伴う改正	
	(34) 芽室町介護保険条例中一部改正の件	新型コロナウイルス感染症の影響により減収となる者に対する保険料減免及び政令の一部改正に伴う改正	
	(35) 令和2年度芽室町一般会計補正予算(第3号)		
	(36) 令和2年度芽室町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
	(37) 令和2年度芽室町下水道事業会計補正予算(第1号)		
(38) 令和2年度芽室町上水道事業会計補正予算(第1号)			
議 案	(39) 財産取得の件(新庁舎備品購入)	新庁舎で導入する備品等の財産取得	最終日
	(40) 財産取得の件(新庁舎ネットワーク機器購入)	新庁舎で使用するネットワーク機器の財産取得	

区 分	件 名		要 旨	提案日
議 案	(41)	芽室町哺育育成施設建設工事(第1工区)請負契約締結の件	哺育育成施設の建設工事請負契約締結	最終日
	(42)	芽室町哺育育成施設建設工事(第2工区)請負契約締結の件	哺育育成施設の建設工事請負契約締結	
	(43)	芽室町哺育育成施設建設工事(第3工区)請負契約締結の件	哺育育成施設の建設工事請負契約締結	
	(44)	新庁舎外構工事請負契約締結の件	新庁舎敷地の外構工事請負契約締結	
	(45)	防災拠点倉庫整備工事請負契約締結の件	防災倉庫の整備工事請負契約締結	

令和 2 年芽室町議会定例会 6 月定例会議提案予定事項

令和 2 年 5 月 2 2 日（金曜）
芽室町議会

区 分	件 名	要 旨	提案日
委員会報告	議会運営について	議会運営委員会の審議結果報告	初 日 1 8 日 (一般質問の日程等)
	令和元年度議会報告と町民との意見交換会総括報告について	議会運営委員長から報告	初 日
陳 情	「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情	芽室町西 1 条南 2 丁目 笠井征子	初 日

委 員 会 報 告 書

令和元年度議会報告と町民との意見交換会について

令和元年7月8日から令和2年2月7日までに当委員会が主催した標記に関する総括報告を、芽室町議会会議条例第79条の規定により報告する。

令和2年6月2日

芽室町議会議会運営委員会
委員長 梶澤幸治

芽室町議会議長 早苗 豊 様

1 実施の目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において議決、同年4月1日から施行している芽室町議会基本条例に基づき、議会改革並びに議会活性化に、継続的に取り組んでいるところであり、同条例第8条第5項に基づき、令和元年度において、議会報告と町民との意見交換会を開催したものである。

芽室町議会基本条例（町民参加及び町民との連携）

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

2 実施状況

令和元年度議会報告と町民との意見交換会は、町内小中学校PTA、高等学校、団体、並びにフォーラムの全17会場で開催し、全参加者数は276人となった。各会場では、各委員会で抽出した政策形成サイクル3事務事業に関する報告をおこなったほか、身近な課題をテーマとして参加者と意見交換するなど、「多様な世代と対話する場」を通じて、まちづくりを考え・参加する機会の一つとした。

全ての意見交換等で、328点の意見等をいただき、これらについて各委員会で調査及び協議を行ったうえで報告書をまとめた。報告書については、参加者に送付するとともに議会ホームページにも掲載する。

3 総括

近年の議会報告と町民との意見交換会においては、議会からは、小人数で構成するグループで臨み、ワークショップを取り入れ、タブレット端末を活用して議会が政策課題としている事務事業について情報共有を図るなど、参加者が対話しやすい場づくりを取りすすめてきており、多くの町民の方々と、深い意見交換を重ねてきた。

今後も、芽室町議会基本条例の理念と規定に基づき、議会情報を町民に向けて発信し、意見交換等を通じ、町民の意見及び提言を真摯に受け止めながら、議会活動への参加機会を確保していくとともに、二元代表制の一翼を担う議事機関として、本町のまちづくり推進のために鋭意努力していくものである。



令和 2 年 5 月 1 3 日

芽室町議会議長 早苗 豊様

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを求める陳情

郵便番号 082-0061

住所 河西郡芽室町西 1 条南 2 丁目

電話 0155-62-7433

笠井 征子



件名 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情書について

主旨

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、芽室町議会から国へ提出することを要望します。

理由

2018 年 2 月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は 66.9%となり、反対の 29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える 30～39 歳における賛成・容認の割合は 84.4%にのぼります。また同年 3 月 20 日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。

世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改姓にともなう煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による苦痛、事実婚による婚姻の形骸化、非婚化や少子化など様々な問題が生じています。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分けは、管理・事務側での手間とコストの増大を招いています。また通称併記による対応は、改姓した側の婚姻状態を知らしめることになりプライバシー侵害につながります。

なによりも夫婦同姓は「日本の伝統」ではありません。1876 年日本の民法において初めて夫婦の姓のあり方が規定された時、武家の慣習に倣い「夫婦別氏(姓)」と定められました。ところが 1898 年、明治政府は非常に差別的な家長制の「家制度」のもとで「夫婦同氏(姓)」を制定。この家制度は戦後まもなく廃止され、婚姻は「家に入るもの」ではなく「両性の合意のみに基づいて成立するもの」と再定義されました。そこで 1970 年代から約 40 年にわたり、選択的夫婦別姓の導入が議論されてきました。1996 年 2 月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、未だに法改正に至っていません。

また、2015 年 12 月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法 750 条の規定を「合憲」としながらも「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と述べました。しかし 4 年が経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。つきましては国に対し、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書を提出いただきますよう要望します。

以上

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。男女同権の理念に則り、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること」を求めています。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから24年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。しかし4年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されています。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えます。

よって、芽室町議会は国および政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月 日

芽室町議会議長 早苗 豊

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣